

2025年度 町田市立七国山小学校 いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、町田市の「いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、この基本理念の下、かけがえのない児童・生徒たちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいく。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取り組み

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

（1）人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

＊「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用

（2）心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子どもたちの実態に合わせて、私たちの道徳の資料を中心に活用し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- * 道徳授業地区公開講座の充実
- * 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 福祉体験・ボランティア活動
 - 3年生：パラスポーツ体験
 - 4年生：点字体験 車いす体験 公園清掃
- ② 特別支援学級との交流学习及び共同学習 日常的に学級活動等で交流
- ③ 異学年交流活動「トトロタイム」月1回
 - 異学年での遊び・手作りおもちゃ作成・おもちゃあそび時間
- ④ 児童会活動「小中高あいさつキャンペーン」

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

(1) 実態把握

- ① 「心のアンケート」の実施・結果の活用
- ② 「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
 - 「4 いじめに『気付く』チェックリスト
子どものサイン・変化を見付けましょう」の活用
- ③ 「いじめ総合対策【第2次】」の活用

(2) 教育相談

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「7 主な相談窓口・専門機関等」参照）

3 いじめから「守る」

(1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

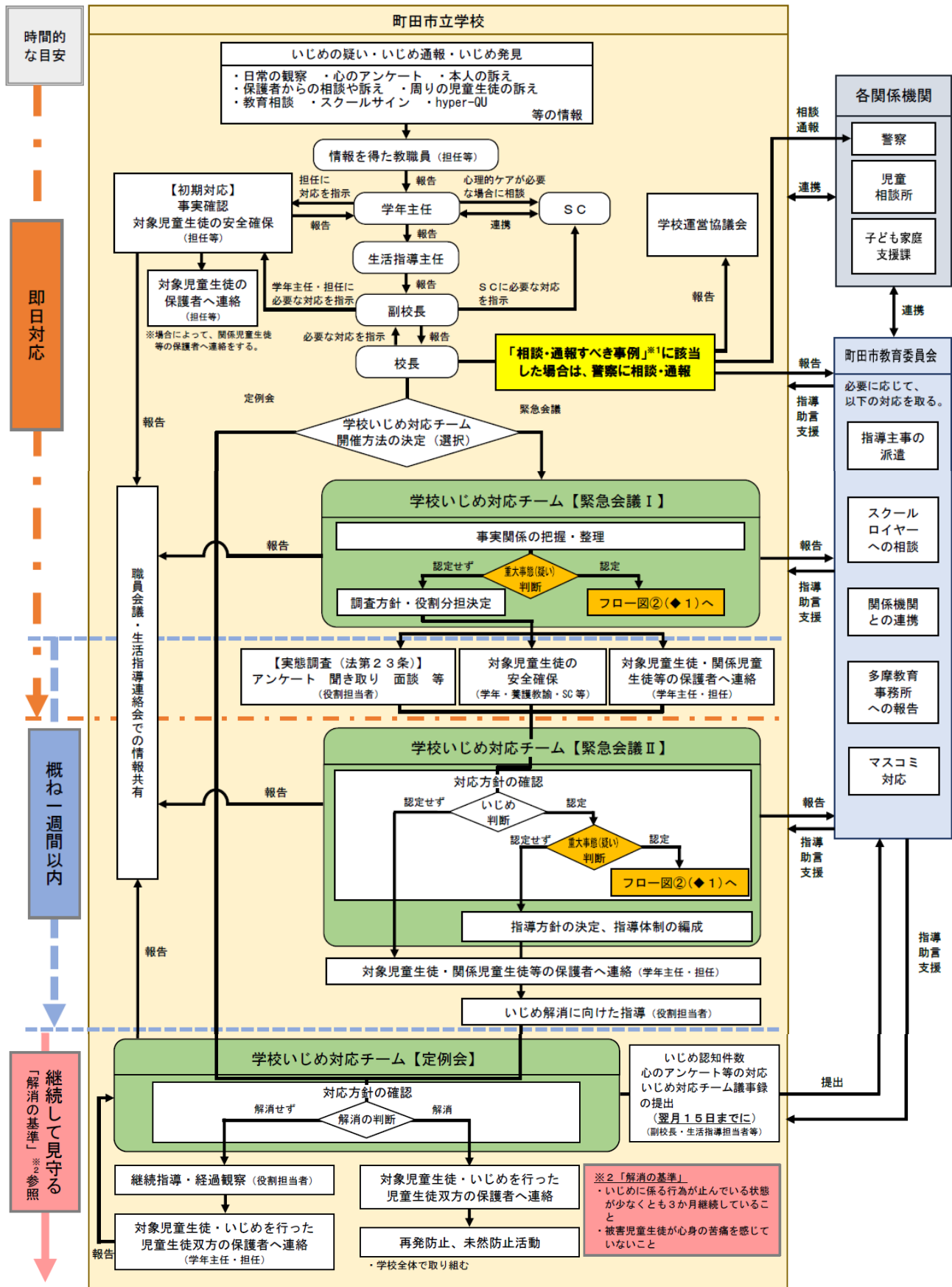
(2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』

「6 関係諸機関との連携」参照）

- ①いじめ対応サポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（教育センター・指導課）
- ③民生・児童委員
- ④町田警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所
- ⑤学校サポートチーム
- ⑥スクールロイヤー

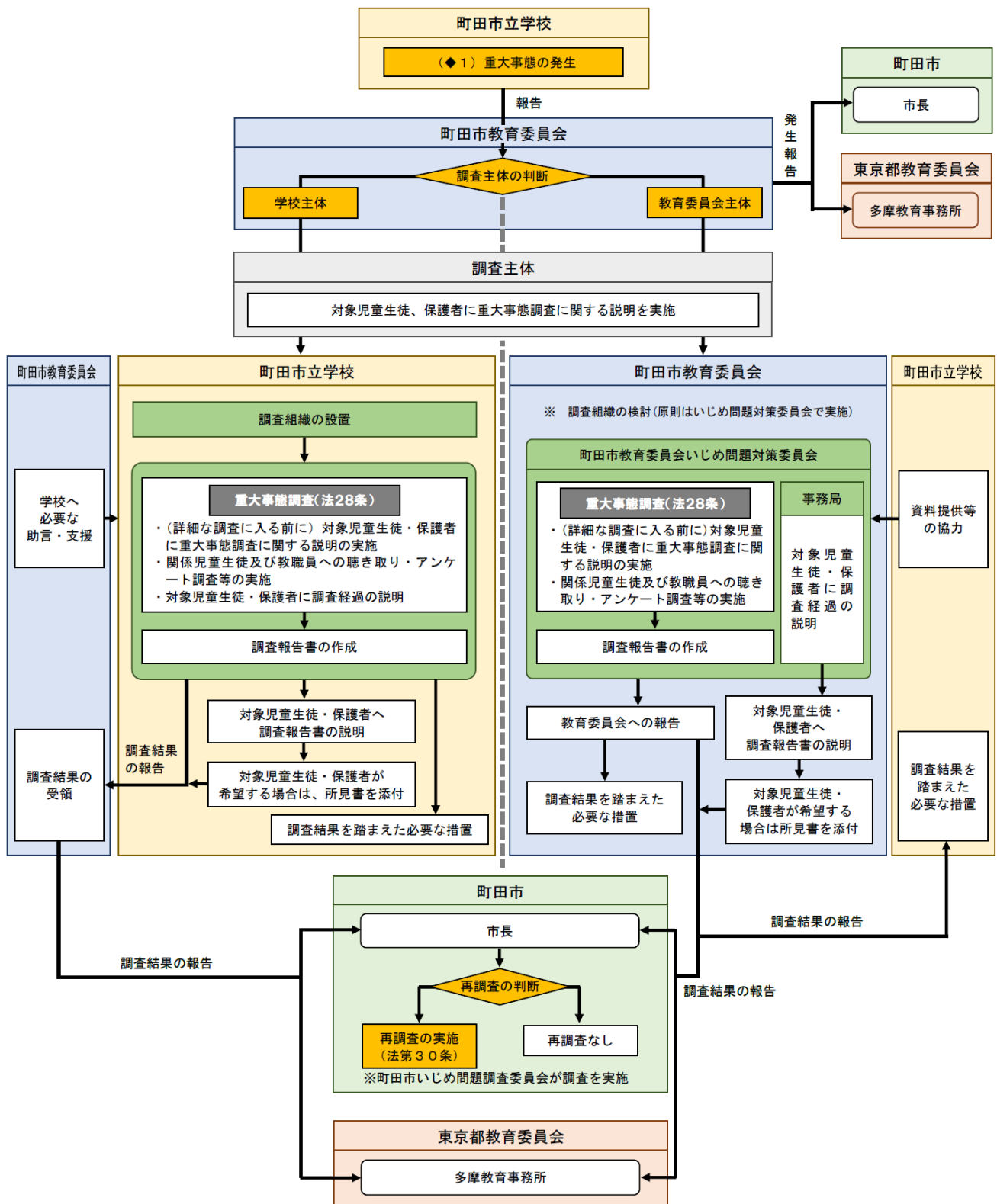
Ⅲ いじめ対応の具体的な取組



※1 相談・通報すべき事例 (令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(通知) 文部科学省)

<p>暴行 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンを脱がす。</p> <p>傷害 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。</p> <p>強制わいせつ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</p> <p>恐喝 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。</p> <p>窃盗 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。</p> <p>器物損壊等 自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。</p> <p>強要 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。</p> <p>脅迫 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p>自殺関与 同級生に対して「死ぬ」と言って唆し、その同級生が自殺を決定して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)</p> <p>名誉棄損、侮辱 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。</p> <p>児童ポルノ提供等 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。</p> <p>私事性的画像記録提供(リベンジポルノ) 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>
--	--

※2 「解消の基準」
 ・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
 ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと



〇いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
<p>1 いじめの発見・認知</p> <p>2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告
<p>3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて守る。」と伝える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
<p>4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等で情報共有（指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーとの連携
<p>5 子どもへの指導及び保護者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
<p>6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

IV 七国山小学校 「いじめ対応チーム」

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取り組みを確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。心のアンケートの内容も、いじめ対応チームでいじめと認知するのかの判断を行う。

【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）・・・特別支援校内委員会を母体とする

校長		副校長	
生活指導主幹			
養護教諭	(教育相談担当)	スクールカウンセラー	
当該学年主任		当該学級担任	

※ 必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーと連携する。

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる全員面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

V いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
5	「町田市いじめ防止基本方針」ポイントの共通理解 「七国山小学校いじめ防止基本方針」ポイントの共通理解 ・従前からのいじめ対策の重視と、実態をふまえた対応方法を理解 ・重大事態に関する理解
10	「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進 ・「学校いじめ防止基本方針の内容」および「いじめ対応チーム」の役割や取り組むべき事項の確認
2	「いじめ」の定義の確実な理解 ・「いじめ」の定義の確実な理解を基に、学校および学校の教職員の責務について理解 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組 ・早期発見のための組織的な取組や対応、ならびに共通理解の確認

Ⅵ いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	7	道徳	親切、思いやり「はしのうえのおおかみ」
	10	道徳	友情、信頼「こころはっぱ」
	11	学活	ふわふわ言葉・ちくちく言葉
2年	6	国語	「うれしいことば」
	6	道徳	善悪の判断、自立、自由と責任 「おれたものさし」
	9	学活	善悪の判断、自立、自由と責任 「おれたものさし」「なかよくあそぼう」
3年	6	学活	学級活動(2)「自分や友達のよいところって？」友情、信頼「なかよしだから」
	11	道徳	相互理解、寛容「たまちゃん、大すき」
	1	道徳	友情、信頼「なかよしだから」
4年	6	道徳	公正、公平「となりの席」
	9	学活	学級活動(2)「自分や友達のよいところって？」
	2	道徳	友情、信頼「大きな絵はがき」
5年	4	道徳	友情、信頼「泣いた赤鬼」
	6	道徳	公正、公平、社会正義 「どうすればいいんだ」
	10	総合	情報モラル「SNSの使い方」
6年	6	道徳	友情、信頼「ばかじゃん」
	12	総合	情報モラル「SNSの使い方」
	1	道徳	友情、信頼「言葉のおくりもの」
すばる	5	道徳	よりよい学校生活、集団生活の充実 「しょうたの手紙」
	6	道徳	友情、信頼「いいち、にいいち、いいち、にいいち」
	7	総合	情報教育「協働学習の活用」

Ⅶ いじめ防止に関する取り組み計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、ふれあい月間を中心に児童・保護者に対して以下の計画でいじめに防止に関する取り組みを実施する。

4月	・保護者会にて「七国山 SNS 家庭ルール」の周知・啓発を行う。
6月	・NNG's（七国山なかよしゴールズ）友達と気持ちよく過ごすための自分の取り組み目標を考え、決定・掲示する。 ・「七国山 SNS 家庭ルール」の確認を行う。
11月	・6月に決定したNNG'sの振り返りと改定を行う。 ・「七国山 SNS 家庭ルール」の確認を行う。
12月	・保護者会にて「七国山 SNS 家庭ルール」の周知・啓発を行う。 ・都立山崎高校生徒による出前授業「SNS安全教室」の実施。
2月	・11月に決定したNNG'sの振り返り ・代表委員会によるNNG'sの制定、啓発活動を全校に向けて行う ・「七国山 SNS 家庭ルール」の確認を行う。
3月	・保護者会にて「七国山 SNS 家庭ルール」の周知・啓発を行う。